

別紙3の様式

意見書

平成24年 7月20日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部消費者行政課 御中

郵便番号 150-0011

(ふりがな) とうきょうとしぶやくひがし

住所 東京都渋谷区東3-22-8 サワダビル4F

(ふりがな) いっぱんしゃだんほうじん

氏名(注1) 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

常務理事 谷井 玲

担当者 寺田 眞治

電話番号 03-5468-5091

電子メールアドレス info@mcf.to

「スマートフォン プライバシー イニシアティブ -利用者情報の適正な取扱いとリテラシー向上による新時代イノベーション-」(案) に関し、別紙のとおり意見を提出します。

頁	項目	該当部分	意見
54	<p>全体</p> <p>第5章</p>	<p>全体</p> <p>この点において、個人情報保護法と異なる取扱いを部分的に採用しているが、これは、個人の人格・思想・信条等にもつながり得るプライバシーに関する情報が、非常に詳細なレベルで大量に保存されており、これらがアプリケーションを通じて自動的に取得され外部に送信され得るといふ、スマート</p>	<p>スマートフォンのプライバシー情報を含む利用者情報の取り扱いについて、グローバルな視点に立って利用者保護と産業振興のバランスに留意して取り纏められたことは、今後のICTによる社会の発展を進める上で、重要な基盤のひとつが整備されたものとして評価いたします。</p> <p>一方、今後の行政の指導や対応によっては、イノベーションや国際発展に対して柔軟性を欠いた規制色の強いものともなりかねません。本指針をもとに、関係者による自主的な取り組みが具体的なものとなることを促すため、今後も関係者を交えた検討を継続的に進めていただきたいと思います。</p> <p>スマートフォンだけが極めて特殊な機能を有しているかのような記載となっており、今後、スマートフォン排斥の根拠とされかねない点が危惧されます。ノートPCやタブレットを始め、多くの情報機器はモビリティを高めていく中でほぼ同様の機能進化であることから、「スマートフォンならではの」という表現は修正いただきたい。</p>

67	第5章2-(4) 第三者によるアプリケーション検証の仕組みの検討	フォンならではの特性を踏まえたものである。 当該項目全体	本指針の実効性を上げるために、民間主導により検証の仕組みが整備されることは重要であると考えられます。 一方で、第三者の検証は、独立性、公平性、事業の持続性等多くの課題を解決した上で成立させる必要があります。そのため、あまり具体的な内容の掲出は、一定方向へ偏らせる可能性があるため、「これにより第三者による検証の仕組みを決定付けるものではない」等、但し書き等を付加していただきたくご検討願います。
76	第6章3 関係者における取組		直接関係する一部の事業者だけでなく、利用者から国まで広範囲にわたる関係者すべてについて整理し、それぞれの自主的対応促進について言及されたことは、各関係者の対応が可視化され、それぞれの責任が明確になり、これまで難しかった関係者間での調整が容易になるものと評価いたします。 今後、報告書の内容に沿って、一部の関係者に偏った施策となることなく、幅広く公平な視点で取り組まれることを期待します。
85	第7章2-(3) 民間団体の国際連携	当該項目全体	海外の関係者に対して、積極的に交渉を進めて行くことは、我が国のモバイル産業が国際協調をベースとしてグローバルに

	の推進		<p>発展するために重要であると考えます。ただし、本章においては、事業に直接関わっている団体については言及されていないため、本指針の実効力及び産業振興面からは十分とはいえません。スマートフォンを含むモバイル業界は、事業者間の交渉力により実際のビジネスが規定される傾向が強いため、産業促進面だけでなく、本指針の実効力を向上させるためにも、直接ビジネスに関わっている事業者団体や事業者を支援する視点も加えていただきたいと思います。</p>
--	-----	--	---